

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例  
 (平成25年3月29日京都市条例第98号)(上下水道局総務部総務課及びお客さまサー  
 ビス推進室並びに技術監理室監理課)

1 条例改正の趣旨

(1) 本市の公共下水道事業は、水需要が減少傾向にあることに伴い今後も下水道使用料収入は減少していくものの、企業債残高の減少によって元金償還金支出が減少するなど、今後の収支は改善が見込まれます。また、下水道を利用する世帯の数が増加する一方で1世帯当たりの使用水量は減少するなど、水需要の構造も変化しており、今日の社会状況に対応した使用料体系を構築する必要があります。

このような状況の中、安全・安心な公共下水道を整備し、持続可能な公共下水道サービスの提供に向けた経営基盤を確保するため、下水道使用料について適正な水準及び適切な体系に改定しました。

(2) その他必要な規定を整備しました。

2 条例改正の概要

下水道使用料について、基本水量の引下げなど使用料体系を見直すとともに、平成29年度末の累積収支の均衡を図るため平均マイナス3.0パーセントの改定をしました。

(1) 下水道使用料の改定

ア 基本使用料(1月当たり)

区 分	現 行	改 正 案
共用装置の水に係る汚水以外の汚水	700 円	650 円
共用装置の水に係る汚水	89 円に利用者数を乗じて得た額	83 円に利用者数を乗じて得た額

注 使用料の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

イ 基本水量(1月当たり基本使用料のみで使用することができる水量)

区 分	現 行	改 正 案
共用装置の水に係る汚水以外の汚水	10 立方メートル	5 立方メートル
共用装置の水に係る汚水	8 立方メートルに利用者数を乗じて得た汚水排出量	8 立方メートルに利用者数を乗じて得た汚水排出量

ウ 従量使用料(1立方メートルにつき)

基本水量（上記イによる）を超える部分

区 分		現 行	改 正 案
共用装置 の水に係 る汚水以 外の汚水	5立方メートルを超え、10立方メートル までの部分	円 0	円 10
	10立方メートルを超え、20立方メートル までの部分	119	113
	20立方メートルを超え、30立方メートル までの部分		116
	30立方メートルを超え、100立方メート ルまでの部分	167	162
	100立方メートルを超え、200立方メート ル までの部分	188	183
	200立方メートルを超え、500立方メート ルまでの部分	206	201
	500立方メートルを超え、5,000立方メー トルまでの部分	218	213
	5,000立方メートルを超える部分		218
	公衆浴場業(特殊な営業を行う公衆浴場 業を除く。)において汚水を排除する場合 の汚水排出量で30立方メートルを超える 部分	16	15
共用装置 の水に係 る汚水	8立方メートルに使用者数を乗じて得た 汚水排出量を超え、30立方メートルに使 用者数を乗じて得た汚水排出量までの部 分	11	11
	30立方メートルに使用者数を乗じて得た 汚水排出量を超え、100立方メートルに使 用者数を乗じて得た汚水排出量までの部	167	162

分		
100 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	188	183
200 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	206	201
500 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218	213

注 使用料の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

エ その他

使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の105を乗じて得た額を減額します。

(2) 規定の整備

民間分譲マンション等の集合住宅における各戸検針・各戸徴収サービスに関する規定を整備しました。

(3) 施行日

この条例の施行日は、使用料改定に関しては平成25年8月1日から施行することとし（改定後の下水道使用料は、平成25年10月1日以後に認定する汚水排出量に係る分について適用することとしています。）、規定整備の部分に関しては平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第98号

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

(京都市公共下水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「700円」を「650円」に改める。

第16条の2第1項前段中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「700円」を「650円」に改める。

第16条の3第2項中「89円」を「83円」に改め、同条第4項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改め、同条を第16条の4とする。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(貸与された水道メーターを利用する共同住宅における汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の3 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水(専用装置の水に係る汚水を除く。)に係る1月の使用料の額については、第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については、水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の3第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

第19条第2項前段中「第16条の3」を「第16条の4」に改め、同項後段中「700円」を「650円」に、「1,400円」を「1,300円」に、「第16条の3第

2項」を「第16条の4第2項」に、「89円」を「83円」に、「178円」を「166円」に改める。

第20条第1項及び第2項中「第16条の3」を「第16条の4」に改める。

第24条中「減免することがある」を「減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の105を乗じて得た額を減額する。

3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、第21条第1項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1(第16条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10 <sup>円</sup>
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	183
200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	201
500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	213
5,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業(特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。)において汚水を排除する場合の汚水排出量で30立方メートルを超える部分	15

別表第2(第16条の2関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
5立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10	10 <sup>円</sup>

立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第3(第16条の4関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
8立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	16.2
100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量	18.3

までの部分	
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第4(第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10 <sup>円</sup>
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	183
400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	201
1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	213
10,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業(特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。)において汚水を排除する場合の汚水排出量で60立方メートルを超える部分	15

別表第5(第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	10 <sup>円</sup>
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、4	113

0立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	
40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第6(第19条関係)

汚 水 排 出 量	従量使用料(1立方メートルにつき)
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超	



え， 1， 000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1， 000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

(京都市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第2条 京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項前段中「いう」の右に「。以下同じ」を加え，同条の次に次の1条を加える。

第17条の2 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水（専用装置の水に係る汚水を除く。）に係る1月の使用料の額については，第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず，前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については，水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について，管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は，第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において，同項中「同項」とあるのは，「第17条の2第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成25年8月1日から施行する。ただし，第1条中京都市公共下水道事業条例第16条の2第1項前段の改正規定，同条の次に1条を加える改正規定，第16条の3の改正規定（「89円」を「83円」に改める部分を除く。），第19条第2項前段の改正規定，同項後段の改正規定（「第16条の3第2項」を「第16条の4第2項」に改める部分に限る。），第20条第1項及び第2項の改正規定並びに第2条の規定は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第16条第2項，第16条の2第2項，第16条の4第2項，第19条第2項，第24条第2項及び第3項並びに別表第

1 から別表第 6 までの規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部総務課及びお客さまサービス推進室並びに技術監理室監理課)